

鎌倉市海水浴場広告事業仕様書

1 件名

鎌倉市海水浴場広告事業

2 事業内容

海水浴場の円滑な運営に資するため、広告掲載者（鎌倉市）の指定する物品（以下「成果物」という。）を広告主の負担により作製する対価として広告掲載を認めるとともに、海水浴場開場期間中に、監視所放送で広告主の広告を行うものとする。

3 広告掲載期間

令和7年（2025年）7月1日から令和7年（2025年）8月31日まで（62日間）

4 契約金額

入札により決定した額を広告主が広告掲載者（鎌倉市）に対し、支払うものとする。

5 広告作成に関する注意事項

（1）成果物について

成果物については、広告主において作製するものとし、作製に当たって発生した費用については、全て広告主負担とすること。納品場所及び時期は広告掲載者（鎌倉市）と協議し決定するものとする。

（2）成果物への苦情対応

成果物への苦情対応のため、広告掲載者（鎌倉市）に緊急連絡先を公開し、広告等への苦情等は全て広告主にて対応すること。

（3）商品・機種等の盗難・破損

広告掲載者（鎌倉市）は、広告掲載者（鎌倉市）の責によることが明らかな場合を除き、鎌倉市海水浴場広告事業に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。

なお、広告掲載期間終了後の成果物の扱いについては、広告掲載者（鎌倉市）及び広告主で協議し、決定することとする。

6 特記事項

詳細は、別添契約書のとおりとする。